

かみね 議会だより

196号

令和2年 第4回定例会(12月)

- P2 特集
- P3~4 こんなことが決まりました
- P5~6 討論
- P8 議案賛否表
- P9~17 そこが聞きたい(一般質問)



←次ページ関連記事あります



議会ホームページ



上峰町 乗合タクシーのすべて



地域公共交通活性化協議会補助金 6,135万3千円の内
ふるさと納税から充当額 4,530万円

町の乗合タクシーは、事前に登録すれば、町民はどなたでも利用できます。登録は、すばやく上峰（管理棟内）オペレーター室か上峰町役場健康福祉課でできます。乗合タクシーは一日9便あり、第一便に限り前日17時までに予約が必要で、それ以外の便は乗りたい便の30分前までに予約が必要です。指定施設は公共機関や医療機関、商業施設など43カ所あり、運賃は一般300円、65歳以上120円、小中学生100円で、割安な回数券や定期券もあります。利用は、自宅→指定施設、指定施設→自宅となりますが、指定施設→指定施設の利用はできません。

現在登録者は884名、一日当りの利用者数は約65名で、利用者は増えている状況です。コロナ禍のため、利用者に対し予約時に体温を測っています。確認し、車内は消毒換気等の対策をしています。予約等は3名のオペレーターで対応し、行先までの時間と距離を最適化しています。通常利用されている方が利用されなくなつた場合は、社会福祉協議会と連携し、安否確認をお願いしています。



オペレーター



車いすのままでも乗車できます



消毒換気等、コロナ対策をしています



定期券と回数券

令和2年11月 第4回臨時会
12月 第4回定例会で

こんなことが

決まりました

第4回臨時会 4議案 可決
第4回定例会 9議案 可決 2人事案 同意

令和2年第4回臨時会を11月27日に開催し、条例改正など4議案を原案どおり可決しました。
また令和2年第4回定例会を12月4日から12月11日までの8日間の会期で開催し、11議案のうち一般会計補正予算など9議案を原案どおり可決、2つの人事案を同意、適任としました。

負担付き寄附にかか
る財産の受納について

賛成多数

中心市街地活性化事業による整備に寄与するものです。

寄附条件は、合同会社を遅滞なく設立し事業に着手すること、寄附対象の建物は、滅失登記を行なうこと及び議会の議決を経ること。

寄附の内訳は、土地約3万9千㎡と、店舗と駐車場です。

寄附者は、イオン九州株式会社です。

動産の買い入れについて

賛成全員

買い入れる動産は、

GIGAスクール構想によるタブレットパソコン604台で
予算額は350万5千7百円です。



イメージ図です

上峰町職員の給与に関する条例を改正する条例

賛成全員

一般職の令和2年12月期の期末手当は、0.05ヶ月引き下げ、年間支給額を改正し、また、令和3年度から平準化し、6月期1・275ヶ月、12月期1・275ヶ月の支給額とします。



上峰町国民健康保険 条例の一部を改正す る条例

賛成
全員

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにより、給与所得、公的年金等控除から基礎控除へ10万の振替等を行なうことにより国民健康保険税の負担水準に関して不利益が生じないよう見直しを行なう。また、一定の給与所得者等が2人以上いる場合は、国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、軽減判定基準についても見直しを行なうものです。

一般会計補正予算の主なもの

● 新生児臨時特別給付金

1000万円

新型コロナウイルス感染症に伴う経済対策の一環として、特別定額給付金と同じように、支給基準日から、令和3年4月1日までに出生した町内の新生児を対象に1人当たり10万円を支給します。



上峰町固定資産評価 審査委員会委員の選 任について

賛成
全員

氏名	岡 <small>おか</small> 英規 <small>ひでき</small>
年齢	73歳
地区	下坊所
任期	令和2年12月11日から 令和5年12月10日まで



人権擁護委員候補者 の推薦について

賛成
全員

氏名	松尾 <small>まつお</small> 憲道 <small>のりみち</small>
年齢	70歳
地区	屋形原



令和2年 12月定例会

66号 負担付き寄附にかかる財産の受納について

68号 一般会計補正予算

討論

負担付き寄附にかかる財産（イオン跡地）の受納について

令和2年12月定例会に上程された負担付き寄附にかかる財産の受納については、賛成6、反対3で可決されました。討論で出た反対・賛成意見は次のとおりです。

反対 吉富 隆 議員

議案第66号負担付き寄附にかかる財産の受納については、反対をする。

寄附する側の条件は、合同会社を設立することとなっている。合同会社が金融機関を通して金を借入れて運営することになっているが、金融機関から金を借入れするなら担保が必要であり、保証人は誰がするのか議案審議で尋ねたが、答弁はなかった。残念である。借入金は数十億円になると思うが、どれだけ借入れるのかも答弁がない。議会軽視であり、執行部は、議会に対し説明不足であるので、議案第66号に対し反対をする。

賛成 鈴木 千春 議員

私は、賛成の立場で討論する。

中心市街地活性化事業については、これまで私が参加してきた定例議会の一般質問では、毎回質問してきた。その理由については、この事業がいかに上峰の未来を左右するかということ。町民の期待が大きいこと。加えて、この事業に出

てくる単語や内容は聞き馴染みがなく、質問を通じて、理解を深めるとともに、町民への情報発信につながればとの思いからである。その答弁とこれまでの全員協議会での本事業に関するプレゼンから、今まさに、この議案が可決されたのちに、合同会社が設立され、民間企業のノウハウが活かされ、本事業が進捗していくと。そのことにより、町民が、現状抱えている課題が解決していくことを大いに期待している。また、合

同会社について、意思決定の50%があるという点と、予算の伴うものについては上程されるとの答弁があった。そのため、その都度審議できるのではないかと私は感じている。よって、議案第66号は、原案どおり可決すべきと判断した。

反対 大川 徹也 議員

皆が心配していることの大きなものとして、財政的な問題がある。現時点では全体の事業内容、事業規模、収支計画、当町負担経費、当町の財務負担額が全くの不明。これに加え、急速な勢いで進行している少子・高齢化による人口減少、また周囲の商業施設の増加。なおかつ、1年を超すコロナ禍による世間の経済の落ち込み、そして、それに伴う当町財政の先行きの見当

が全くつかない。このような心配がある中で、議会に対して情報提供があまりにもなさ過ぎる。この状況でこの案件を可決してしまうと、当町および町民に対して、現在また将来にわたって大きな負担を強いる可能性が高い。このような理由によって私はこの案件に反対する。

賛成 吉田 豊 議員

私は賛成の立場で討論する。まず第一にPFI方式からLAV方式に方針転換の説明を受けてからは、一度も変更がなく、一貫している。第二に無償譲渡を受けることの約束を、イオン側との基本合意に達したときから一貫している。第三に今回示された三つの条件について、議案審議の途中での執行部の説明は納得

できるものがある。それは今後の計画の内容については、合同会社が設立後協議を行なうという説明は今までの説明と一貫している。

第四に、合同会社が設立後

でも地方自治法第96条第1項第6号の規定により、明確である。第五に契約金額が地方自治法第96条第1項第5号に該当する場合は勿論、そうでなくても、「議会と情報を共有しながら進める」という答弁がなされた。以上のことから、議会不在という事態は発生しない。よって私は賛成する。

反対 原 直弘 議員

事業計画においてアクセス道路や進入路などのルート機能の確保は重要な要件であるが、今回、イオン九州株式会社から寄附を受ける土地はイオン跡地として考えられる土地の一部であり、国道から県道に通じる土地は寄附されない。このことは事業を進める上で障

害となる恐れがある。

また、寄附されないイオン所有の土地の使用に対し賃借料が生じることで、将来にわたり町の財政を圧迫することが予想される。

また、合同会社の設立後は、議会の監視や意見が及ばなくなるため、現在でも不透明な行政の進め方が今後更にひどくなることが予想される。

以上のことから、寄附されないイオン所有の土地の取扱いについては寄附を受ける前に決めておくことが必要であると考えるので、本議案には反対する。

賛成 大川 隆城 議員

議案第66号について賛成の立場で討論する。イオンの土地建物の無償譲渡の件は、早くから聞いていたが時間が掛かり心配する声もあったが今回実現することになる。L A B V方式の説明も受けており町が土地を提供することになるがベ-

又となるこの土地が取得されなければ何もできない。今後、合同会社が設立され、これまでに各団体との協議の中で希望された物が一つでも多くできるように組立てられることになる。周辺住民は勿論、町民の殆どが待望されているので交通便利の整備にも考慮し施設整備が進められるためにこの土地、建物の受納については、是非可決すべきものである。

一般会計補正予算

令和2年12月定例会に上程された一般会計補正予算については、賛成6、反対3で可決されました。討論で出た反対・賛成意見は次のとおりです。

反対 原 直弘 議員

この補正予算に計上された経費は議案第66号「負担付き寄附にかかる財産の受納について」の関連経費であり、この議案第66号に反対をしていることから本議案についても反対する。

賛成 吉田 豊 議員

私は先ほどの議案第66号にも賛成し、受納後の必要経費という形で歳出面でも計上されており、当然これは必要なものというふうには認識をしているので、賛成する。

賛成 大川 隆城 議員

先ほど審議した議案第66号の関係で必要経費を上げている受納後の準備、整理に必要な経費であるので賛成する。

反対 大川 徹也 議員

この議案第68号について反対の立場から意見を申し上げる。これは議案第66号に関するものであり、これに反対した立場として、本議案も反対する。



令和2年度 **補**正予算

一般会計

5,790万3千円増額して、総額130億9,622万5千円となる。

予
算

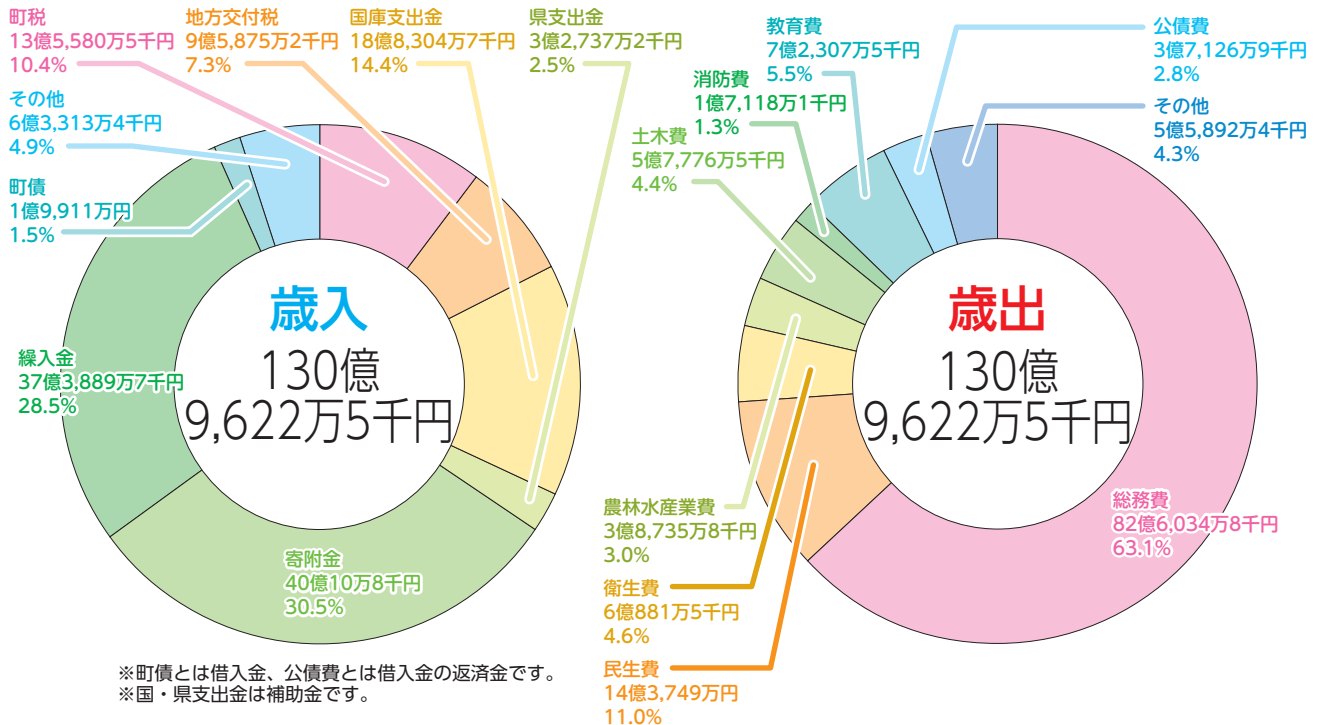
歳入補正予算の主なもの (増額のみ)

◎新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	1億9,226万2千円
◎子どものための教育・保育給付費負担金	1,000万円
◎特定防衛施設周辺整備調整交付金	893万5千円
◎前年度介護保険負担金精算金	775万5千円
◎民生費負担金 ・施設型給付費県費負担金	500万円

歳出補正予算の主なもの (増額のみ)

◎特定教育・保育施設型給付費	2,000万円
◎新生児臨時特別給付金	1,000万円
◎後期高齢者医療広域連合療養給付費 前年度精算負担金	780万6千円
◎退職者特別負担金	517万2千円
◎重度心身障害者医療費助成	307万2千円

本会期までの累計



特別会計

国民健康保険特別会計

56万1千円を増額し、10億6,206万3千円となる。

農業集落排水特別会計

17万4千円を減額し、6億8,126万9千円となる。

後期高齢者医療特別会計

81万4千円を増額し、1億1,020万3千円となる。

令和2年 第4回臨時会・第4回定例会 議案賛否表

○は賛成 ×は反対

議案番号	件名	採決結果	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
			鈴木千春	大川徹也	原直弘	吉田豊	田中静雄	原田希	吉富隆	大川隆城	寺崎太彦	中山五雄
第4回臨時会												
56	上峰町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 【一般職の期末手当の支給額を0.05ヶ月分引き下げ】	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
57	特別職の給与条例の一部を改正する条例 【特別職の期末手当の支給額を0.05ヶ月分引き下げ】	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
58	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 【議会議員の期末手当の支給額を0.05ヶ月分引き下げ】	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
59	令和2年度上峰町一般会計補正予算（第5号） 【町給与条例等の改正に合わせた減額】	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
第4回定例会												
60	上峰町国民健康保険条例の一部を改正する条例 【被保険者に係る所得等や軽減判定基準の見直し】	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
61	上峰町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 【国税の改正に合わせ所要の改正】	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
62	令和2年度上峰町一般会計補正予算（第6号） 【令和2年4月27日以降から令和3年4月1日までに出生した町内新生児への10万円支給など】	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
63	令和2年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） 【国民健康保険税のシステム改修など】	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
64	令和2年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） 【個人所得課税のシステム改修など】	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
65	令和2年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号） 【江迎処理区の真空ユニットの購入費など】	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
66	負担付き寄附にかかる財産の受納について 【中心市街地活性化事業に伴う財産の受納】	可決	○	×	×	○	○	○	×	○	○	—
67	動産の買い入れについて 【GIGAスクール構想によるタブレットパソコンの買い入れ】	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
68	令和2年度上峰町一般会計補正予算（第7号） 【中心市街地活性化事業に伴う消耗品費など】	可決	○	×	×	○	○	○	×	○	○	—
69	上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
—	人権擁護委員候補者の推薦について	適任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

※議長は賛否の意思表示をすることはできません。採決の結果、可否同数のときは議長が裁決権を行使します。（過半数議決の場合）

決
算

一般質問

そこが聞きたい

中央公園の遊具整備

設置へ取り組む

問 幼児用遊具整備の件を再度尋ねる。

中央公園に遊具広場があるが適切な幼児用遊具がない。コロナ禍の中ステイホームで遠出できず町内にあれば安心して遊ばせることができるので是非整備してほしい。

答 教育長 3歳以下の幼児は大人に寄り添いながら体を動かすのが基本だが、遊具遊びに関心が高まる段階。中央公園内の天然芝生を利用した低年齢児の安全なエリアを確保しそこに複合施設、遊具を設置できるように新年度予算化に向け

て取り組む。さらに現存の複合遊具も設置から20年近く経ち老朽化している。これを機に子ども広場全体を見直し、各発達段階に応じた公園エリア群に全面リニューアルへ新年度予算化を考えている。



大川 隆城 議員



中央公園の遊具

水害被害の調査は準備を進める

準備を進める

問 これまで水害被害等、全町調査すべきと要請してきたが。

答 建設副課長 調査の必要区域は被害の低減に有効な手だてのため調査、測量等新年度へ向け準備

を進める。

問 今年の被害地の復旧及び県への要望活動の反応はどうか。

答 建設副課長 切通川堤地区は今年度完了見込み、切通川井手口の越水箇所は新

年度の早い段階で復旧とのこと。六地藏川左岸は新年度に優先的に取り組むとのこと。町内の県管理河川の浚渫、伐木は重要部分、必要箇所をリストアップし、計画的にやっていきたいと回答を得ている。

財政悪化の要因は

大型投資や基金取り崩し

問 上峰町財政が厳しくなった要因は。

答 町長 財務省が要因分析をされ、平成12年度から平成17年度間に、大規模な公園整備事業、公営住宅建設事業、地方道路整備事業等の大型投資を行い、また、扶助費の大幅増、地方債の現金償還額の増加により、資金繰り目的で基金取り崩しを行ったのが結果概要である。

答 町長 町の財政を把握し、債務償還可能年数、行政経常収支比率、標準財政規模に合った予算を決めて、ふるさと納税は、一過性でハード事業に充てていく。

答 町長 町の財政を把握し、債務償還可能年数、行政経常収支比率、標準財政規模に合った予算を決めて、ふるさと納税は、一過性でハード事業に充てていく。

ほかに

○堤土塁遺跡の整備について

一般質問

議会だよりに掲載している議員の一般質問の文責は各議員にあります。



原田 希 議員

中心市街地の進捗は

合同会社設立に向け準備中

問 中心市街地活性化事業の進捗は。

答 創生室長 企画提案書の提出を経て、選考した事業者と共同開発協定の締結を行なったところ。

合同会社設立に向けた準備会を開催しており、設立に必要な要件の整理や設立後の事務などがスムーズに進むよう下準備を整えている。

問 土地の無償譲渡についての進捗は。

答 創生室長 先般、新聞報道等でも出ていたが、その報道

の通り。

問 L A B V方式での手法というのは、国内初の事例ということで、我々ももっと理解を深める必要があると思うが、住民の皆様からの問い合わせも多い。そこを踏まえて、分かりやすく広報等でもお知らせすべきという話もさせていたが、これまでどういう取り組みをしてきたか。

答 創生室長 L A B V方式の仕組みが分かりにくいという指摘かと思うが、分かりやすく全部を理解していただくとなると、結構な作業になると思うので、観念的に理解していただく仕組みとして、新聞に掲載したり今回も広報紙の中に入れていく。観念的にでも理解していただくためにはどうしたらよいかという検討は常々しているところだ。

また、事業が進む中で、どういう形で発信していくかというものは、合同会社の中でも検討していく課題だと思っております。皆様に分かりやすい形で発信できるように促していきたい。



町有地となり、具体的に動き出すイオン跡地

今後のスケジュールは

合同会社の協議が必要

問 中心市街地活性化事業の今後のスケジュールは。

答 創生室長 当面は、出資案件手続きなどを踏まえ速やかに合同会社の設立を目指していく。設立後のスケジュールについては、町が単独で示すのではなく、合同会社の協議を経て示すべきと考えている。

問 まずは町が土地を出資して、合同会社の意思決定に加わっていく流れになつていくと思うが、コロナ禍で対策費等も必要な中、財政的な負担を心配する声も多いがその辺をどう考えているか。

答 創生室長 イニシャルやランニン

グコストはある程度の支出を想定できると考えるが、どういう形でしていくかはまさに今後議論していく所であると思う。ただ、実際の開発に関しては、プロジェクトファイナンスという方法がメインになると思っている。また、インパクト投資という投資を募るやり方もあるので、資金に関しては調達方法を含めて、多角的な角度から検討している。

学歴詐称はあるか

調査委員会を設置して調査する

問 最近、学歴詐称の問題があるが。

答 町長 私が最初に就任した時も同様の議論があり、マスコミが私の選挙事務所まで来た。その時は学位記を見せた。今度は「令和会」という団体がピンクのビラで私の学歴詐称があるかのような表現で書かれている。

問 このチラシによれば2020年10月吉日付で全戸ではないが町内に配られたようだが、疑問その

2として、学歴の証明について、どこの誰かが明記されていない。よって町長以下職員の全てと私達10名の議員まで調査が必要である。しがらみのない弁護士を含む第三者調査委員会を設置し、調査結果を町民に報告すべきである。町長は報告する説明責任があると思うが。

答 町長 こういうフェイクニュースがキャンペーンとしてされることは、非

常に愉快ではないことであり私を含め町として事実を把握し、しっかりと検証し、調査するという機関の設置をしたい。なお、議員は議会の判断だと思う。職員については、一般職はいいかなものと思う。今は提出いただいたているが、その点もしっかりそういった詐称等がないものが前提であり、証明書の提出を検討したい。

問 私が調査対象を役場職員全員とした理由は、役場の組織を家庭に置き換えると、町長は家長、副町長は女房、その他の職員は子どもに値する。子どもに何か問題が発生した場合、家長は体を張って問題解決に努力するもの。今回、町内の政治団体からの問題提起であり、町長は職

員を守る立場であるので町民に対する説明責任を果たす意味でも実施すべきである。

答 町長 よく分かった。まず特別職が、議会議員も選挙により選んでいただいている立場なので、まずその点が行動を起こすべきだという感覚を持つが、しっかりと検討したい。

町長選出馬表明の時期はいつか 対策が全て

新型コロナウイルス感染症

問 武広町長は、就任以来、赤字債権団

体になる寸前の厳しい財政事情の中、財政再建計画を樹立し見事に再建された。さらには、ふるさと納税制度をうまく活用され、かなりの基金（貯蓄）積立てができるようになった。

今日の町民の話の一部として、箱物建設をやめ、学校給食の無償化、子どもの医療費助成制度も高校生までの延長、等々住民本位の町政を展開され、小中学生までの子育て中の若いお母さん達から感謝される話も聞き及ん

でいる。また農政面でも、色々と気配りをしていただき、感謝申し上げる。住民本位の地方自治を遂行される武広勇平町長への町民の期待は大きなものがある。新型コロナウイルス感染症予防対策で大変な時期と十分承知している。できるだけ早い時期に出馬表明をしていただき、町民の不安を解消してもらいたい。

答 町長 今は、第一義的に新型コロナウイルス感染対策に取り組んでいきたい。



吉田 豊 議員

一般質問

起であり、町長は職



役場庁舎内のコロナ対策

ほかに

○ふるさと納税について

○冠水道路の避難道路の確保対策は



寺崎 太彦 議員

がん検診の現状は

受診者数が減少

問 佐賀県内のがん検診受診者数が減少しているが、上峰町の現状は。

答 健康福祉課長 新型コロナウイルスの影響で、令和2年4月～9月の県内のがん検診の受診者数が大幅に減少している、5大がん検診の受診率は25%から35%にとどまっている状況。

上峰町では、11月末時点で胃がん検診が約64%、肺がん検診が約61%、大腸がん検診が約70%、子宮がん検診が約70%、乳がん検診が約72%、乳がん検診が約95%である。また、集団検診や各種がん検診を7月から12月までに分散し、予約制で実施した。

問 5大がん検診の受診率の推移は。

答 健康福祉課長 率ではなく、受診者数だが、胃がん検診は、平成30年度216名、令和元年度241名、令和2年度154名、肺がん検診は、平成30年度624名、令和元年度647名、令和2年度396名、大腸がん検診は、平成30年度440名、令和元年度479名、令和2年度306名、子宮がん検診は、平成30年度500名、令和元年度466名、令和2年度336名、乳がん検診は、平成30年度246名、令和元年度259名、令和2年度247名。

宮がん検診が約72%、乳がん検診が約95%である。また、集団検診や各種がん検診を7月から12月までに分散し、予約制で実施した。

項目	平成29年度 (人)	平成30年度 (人)	令和元年度 (人)	令和2年度 (11月末現在) (人)
胃がん検診	244	216	241	154
肺がん検診	598	624	647	396
大腸がん検診	479	440	474	306
子宮がん検診	361	500	466	336
乳がん検診	193	246	259	247

令和元年度474名、令和2年度306名、子宮がん検診は、平成30年度500名、令和元年度466名、令和2年度336名、乳がん検診は、平成30年度246名、令和元年度259名、令和2年度247名で、令和元年度までは増加傾向である。

問 子宮がん検診は20歳からで、若い人を受診に結びつける計画は。

答 健康福祉課長 女性のがん検診として1～8月、10月、11月に実施している。

地域再生計画は

総合計画に基づき作成

問 内閣府より企業版ふるさと納税の対象事業として認定されたが、地域再生計画は。

答 創生室長 地域再生計画は、総合戦略に基づく内容を作成している。

問 どのような事業をするのか内容は。

答 町長 企業版ふるさと納税は、法人税、法人事業税、法人住民税の9割の最大控除還付だが、コロナ禍で景気も低迷している。また、いま個人版ふるさと納税に比べて、約2倍の規模になるといわれる5兆円規模の企業版ふるさと納税は、

依然として約34億円しか執行されていないなど、企業版ふるさと納税が多く見込めるのはまだ先になる。

地域再生計画の中身は、随分ざっくりしたもの、都度見直しもあり得る。実際、企業版ふるさと納税の寄附が入った時点で見直ししている。

要望 個人版ふるさと納税と同様に、企業版ふるさと納税も難しいと思うが、頑張ってもらいたい。

ほかに

○インフルエンザワクチン助成の拡大は

コロナ禍での事業への影響は

コロナ不況が懸念される

問 中心市街地活性化事業の考え方は。

答 創生室長 中心市街地活性化事業については、民間のノウハウ、経営資源、公共の不動産を投資し合うことで、新たな公民連携手法が形成される。公共発注の在り方も、今後は性能発注にシフトしていくことになる。

問 官民共同事業体とは。

答 創生室長 官民共同事業体とは、組成する合同会社のこととを指す。町が不動産を出資し、民間事業パートナーが、現金を出資する。これを合同会社の資本とすることで合同会社の設立がされる。

問 合同会社が設立された後、町の負担は不動産の出資だけではないのか。

答 創生室長 町から全く支出をしないとは考えていない。合同会社が建屋を建築し、建築物は合同会社が所有する。

経営感覚をもって進めていただきたい。

問 新型コロナウイルスによる中心市街地活性化事業への影響は。

答 創生室長 全く影響を受けないという事態は考えていない。公共部門が関与することで、長期的かつ安定的な投資機会を創造できる。

問 個人消費の落ち込みが市街地地域の活性化事業に大きな影響があるのではないか。

答 創生室長 コロナ不況になった場合の取扱いが懸念されると思っている。また、意欲のある企業があることは、実に喜ばしいと思う。

要望 室長の考えと僕の考えとでは、ギャップが大きい。今後の活性化事業については、若干自粛しながら前に進んでいただきたい。

影響があるのではないかと。

問 佐賀県東部環境施設組合リサイクルプラザ建設は。

答 住民課長 リサイクルプラザ建設については、鳥栖市において適地選定中である。

問 令和6年3月31日までに建設は間に合うか。また、現在のリサイクルプラザを使う場合、その負担はどのようになるのか。

答 住民課長 建設場所の適地選定中であり、その後の報告は受けていない。また、現在のリサイクルプラザを使う場合の費用については、今後、首長会等で協議され決定されることとなる。

リサイクルプラザ建設は

適地選定中である

問 法定外公共物とは

幹線水路・里道・用悪水路等である

問 町内幹線水路法定外公共物は。

答 産業課長 法定外公共物については、幹線水路以外に里道、水路、地域内の用悪水路も法定外

問 幹線水路の距離は。

答 産業課長 約14キロメートルである。

て町だという議論ではない。

問 基本的には、法定外公共物については町で管理すべきだと思いが。

答 町長 維持管理に良区と協議して行なっていく。

問 町長 維持管理は全

答 町長 法定外公共物だから管理は全



吉富 隆 議員

一般質問



田中 静雄 議員

中心市街地の取り組みは

合同会社で協議する

問 中心市街地活性化事業で民間事業者が選定されたが、令和3年からの事業着手の内容はどうか。

答 創生室長 今後のスケジュールについては町で単独で示すということではなく、合同会社における協議を経て示すべきと考える。

問 合同会社で協議する前に上峰町として、どのような取り組みの考えを持っているのかが大事と思うが。

答 創生室長 合同会社設立後の細かいスケジュールまで町が出してしまうと、合同会社の自主性を阻害してしまう恐れがあるため、発出していかない。



「このまちで」の活用は

様々な局面で検討し活用

問 町のイメージング「このまちで」は大いに活用すべきだと思うが、活用方法について検討したのか。

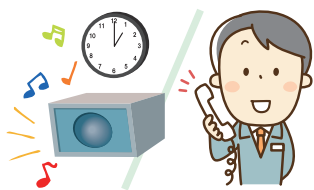
答 創生室長 活用方法について、各課において様々な局面で検討がされている。大きなイベントなどにおいてお披露目できることが望ましいと思う。

答 財政課長 各施設の固定電話の保留音の音源として活用している。現在、固定電話の基盤取替工事を発注していて、保留音の設定作業も含めている。

答 教委事務局長 中学校において、イメージングを毎朝8時から約5分間、

流している。夢を描いて輝いてもらいたい気持ちと、大人になっても歌える郷土の歌となるよう進めていく。町民に知ってもらうために、公民館教室等、イベントが始まる前に、また図書館の開館、閉館前に流している。

要望 広く町民に知ってもらうために12時と17時の時報のお知らせと役場からの伝達をする時にもメロディーを流し、大いに活用することを要望する。



特産物向上への取り組みは

園芸作物の推進

問 米、麦が主力の生産だが、高齢化社会となり、だんだんと農業離れが激しくなってきた。フォアス事業を最大限に活用し、果実とか野菜の生産に行政が主力となり、推進役となつて、上峰町に行つたら立派な果実、野菜を手に入れることができるとなると、お客さんは幾らでも集まってくる。そこで町の特産物生産に向けての取り組みはどうか。

答 産業課長 水田を活用した野菜や果実など、園芸野菜の推進については、水位制御の機能を付加したフォアスが整備されていて、この活用を推進している。

園芸作物の生産出荷に対する助成として、産地交付金を活用している。作物を地域重点作物として手厚く助成し支援していて、新たに園芸作物に取り組むものを増やすため、加工用野菜加算助成を設けて推進を図っている。

今後もJA、農業改良センターなどと連携、協働しながら進めていきたいと考えている。



鳥獣対策を後押しする取り組みは

解体施設建設の要望が今はない

鳥獣対策の現状は。

問

産業課長 集落支援員により町内全域に小型獣用箱罠を設置し、令和2年11月までにアライグマ77頭、イタチ22頭、狸16頭、カラス10羽を駆除している。佐賀県猟友会三養基支部に委託している有害鳥獣駆除は、現時点で、イノシシ14頭、ドバト2羽、サギ2羽、カラス10羽の実績が報告されている。現在、鎮西山付近でイノシシ出没の報告があり重点的に取り組んでいる。

現状の狩猟免許所有者数は。

問

産業課長 令和2年に入ってから5名が取得。また、従前から合わせると、町内で10名弱が狩猟免許を持たれていると把握している。

令和元年度の事業で狩猟技術や捕獲した鳥獣の解体について、スキルが向上した支援員を中心に、猟友会と連携しながらやっていけると理解した。加えて、免許の所有者が増えたということは、有害鳥獣の捕獲件数は、

今後増えていくと予想されるため、その状況を踏まえ、是非とも後押しする取り組みを要望する。

結論から尋ねるが、捕獲した有害鳥獣を解体する施設等建設の考えは。

産業課長 現状としては、猟友会がイノシシを捕獲した場合に、獣害の処分の一環でジビエ肉として活用したいという要望は上がっていない。町では、有効活用として研修等も

行なってきた経緯もあるが、近隣を見るとジビエ活用という声も上がっているが、現状要望はない。今後要望等があったら検討していきたい。

課題は、主体は誰かということであり、ここにハードルがあると感じたが、意欲のある人を、マッチングしていくということに町も関わっていただき、要望が上がった際には、是非とも前向きに検討いただくと強く要望する。

現在の進捗と今後

のスケジュールについては。

創生室長 令和2年10月9日を締切日にしていた企画提案書の提出を経て選考会によるパートナー事業者の選考を行なった。選考した事業者と12月3日に共同開発協定締結を行なった。なお、選考した事業者とは合

同会社設立に向け準備会を開催して、設立に必要な要件の整理や下準備を整えている。また、共同事業パートナーの募集締切を令和2年12月25日までとしている。当面のスケジュールとしては、出資案件手続きを踏まえ、速やかに合同会社設立を目指したいと考えている。

中心市街地について

速やかに合同会社設立を目指す

創生室長 令和2年10月9日を締切日にしていた企画提案書の提出を経て選考会によるパートナー事業者の選考を行なった。選考した事業者と12月3日に共同開発協定締結を行なった。なお、選考した事業者とは合

同会社設立に向け準備会を開催して、設立に必要な要件の整理や下準備を整えている。また、共同事業パートナーの募集締切を令和2年12月25日までとしている。当面のスケジュールとしては、出資案件手続きを踏まえ、速やかに合同会社設立を目指したいと考えている。

人・農地プランの現状の取り組みは

研修会を実施している

人・農地プランの実質化について現状の取り組みは。

産業課長 農地利用等に関するアンケート調査を町内全域に実施し、取りま

とめを行なっている。これを基に農業者の年齢階層別の就業状況や後継者の確保の状況が把握できる地図を作成し、現状を把握する資料を基に

大字地区ごとで話し合いを実施する。また、この話し合いのやり方は、意見を出しづらい雰囲気や発言力のある人の声だけが通り、隠れたアイデアが埋もれてしまふ従来型の会議とは違った手法であるワークショップ形式

を取り入れるべく、会議の手法の研修会を実施している。



鈴木 千春 議員



研修会の様子



原 直弘 議員

町費による不正支出について

対応を検討

問 多面的機能支払交付金について堤地区協議会の活動がなかったとして協議会に対し返還を命じることもなく約1700万円を町費で返還している。国の規則では「活動組織から交付金の返還があった場合は国、県に返還する。」と定めているが、活動組織（堤地区協議会）から返還はあっていない。地方自治法の規定では、「町は法令に違反して事務処理をしてはならない。」と定め

ていることから町費で返還は法令に基づかない不適切な行為であり、不正な支出である。

答 町長 交付金に関し県全体の影響をなくすための対応だった。規則に従っていない以上は適切な対応を検討する。

今後 町費での返還は国及び法の法令、規則に基づかない不適切な支出であり不正な行為として、また町に損失を与えた案件として今後も追及していく。

早期退職の原因特定と対処は

様々な対策を行っている

問 武広町長が就任してから職員の病気休暇や休職は10人を超えている。また、20人以上の早期退職者と定年退職者の21人を合わせると40人を超す職員が武広町長就任後に退職している。このことは職員定数（91人）の約半数の職員が入り替わっていることにな

り大変異常なことである。また、管理職の早期退職は急速な世代交代を招き、適切な職員育成や行政運営に支障をきたすことになり、町長の管理能力を問われる状況と考える。原因の特定と対処は、**答** 総務課副課長 職員の健康管理は心の健康づくりや生活

習慣病の健康増進などの対策を行なっている。また、心が不健全な状態の対応は産業医との面談や試し出勤制度を活用している。

問 職員に対し精神的な攻撃があったと推測できる内容の話を聞いたが、町長にその認識はあるか。また、人格や存在を否定する行為、暴言、侮辱などをしたことや聞いたことはあるか。

答 町長 指導しなければならぬことはあった。今後も積極的に強く働きかけることはあると思う。**要望** ハラスメントの定義で重要なのは行為する側がどう思うのかではなく、受けた相手が不快な感情を抱けばパワハラとなる。このことを考えて行政運営を行なうよう要望する。

幹線水路の管理主体は

町である

問 幹線水路を含めた法定外公共物は、市町村において機能の管理などを行なうことを前提として国から譲与されている。町は幹線水路の維持

管理をどのように考えているのか。**答** 産業課長 幹線水路は幅も広く作業も大変であることから、水草の駆除の要望があれば町が実施

する。**答** 町長 浚渫や護岸工事などの維持管理は土地改良区と行なう。

問 幹線水路の維持管理について大字江迎地区から要望書ではなく請願書が出たのは、維持管理は町

が地区に伝わっていなかったことが原因であると考え。幹線水路の維持管理に対する町の考えを地区の皆様に表示すべきである。**答** 町長 何らかの手段で伝える。

大字堤地区協議会への 告訴に関する経緯は

係争に関する一切の答弁を
控える

問 平成30年3月の定例会では同僚議員からこの問題の解決に向けての取り組みについて質問があつて、当時、執行部は答弁している。

答 産業課長 平成30年3月と現在の状況は違つていて、弁護士の意見を聞くと、答弁は差し控えるようにとのことだ。

問 弁護士への委託は平成29年8月。しかし、平成30年9月の定例会でも同僚議員から、「刑事告訴のその後と以後の対応について」や、「補助金受給者に対して還付請求はしたのか」という質問に対して執行部は答弁している。この矛盾について説明を。

答 町長 先ほど担当課長が答弁したとおり。
問 納得できる答えではない。この問題は



大川 徹也 議員

は行政事務手続きの面からも非常に不透明な部分がある。大字堤地区協議会に対してどういう理由で交付金を停止したのか。

答 産業課長 この地区に対しては実績を認めないと町の判断で県に返還の申し入れをした。

問 実績があつたにもかかわらず、実績として認めなかったのはなぜか。なぜなら、今回この事件で県の返還命令の唯一の理由は、実績がなかったということだからだ。

答 町長 係争に係る事案なので答弁を控える。ただ、私も町の利益を第一に考え、専門家の意見を踏まえ対応している。

問 この問題は、合計2300万円程の被害額が確定してい

て、それが当該団体に請求されるという現実的な厳しい問題を抱えているからこそ、そこを曖昧にすることはできない。行政手続きに、もし何かしら大きな誤りがあつていたとしたら、当事人たちの名誉を含め、取り返しつかないことになる。

実際にその当時、県と執行部は相談をしている。平成30年9月の定例会で、産業課長は「町としては不正受給として受給を差し止めているが、国、県と協議をする中で、国、県は活動の大きかなところの趣旨的なところは行なつていたのではな

いかと、協議のほうは平行線のところがある」と答弁している。この時点で、国、県は町側の対応に大変困つていた感がある。他にもいくつか

の関係者の証言があるが、この事件は執行部が自分たちのある目的のために早くそこに行き着きたく、必要な手続きや行政手続きを丁寧

に取らずに進めてきたために、いろいろな問題が起きている。また、同定例会で、町長は、この件に関する同僚議員の質問に対して「補助金の返還と告訴は何ら関係はない。返還請求があつた場合に返還をしていく」と答弁している。補助金の返還と告訴が何ら関係ないならば、何のために告訴しているのか。

答 町長 先ほどから繰り返して申し上げているように、私も町の利益を最大に考えて、専門家の意見を適宜聞きながら行動している。本件に関して、係争

に係る案件なので、答弁一切を差し控える。
問 この告訴の受理、不受理について、幾度となく質問したが、令和元年12月議会においては、警察署よりまだ捜査中の報告があつているとのことだったが、あれから1年経ち、もう丸3年を迎えようとしている。告訴が受理されているかどうか答弁を。

答 産業課長 この案件については答弁を差し控える。

要望 今回の事件は法律的、また道義的な意味を含めたその手順において全く不十分だったと思う。こういうことを鑑み、改めてこの事件について精査し、上峰町にとって本当の利益となる方向で問題解決を進めていただきたい。

新しい発見!

ボランティア
グループ
の紹介

「音訳ボランティア みらい」



私達は約20年前、上峰町社会福祉協議会主催で開催された音訳ボランティア養成講座を受講したことがきっかけで、有志が集まり活動が始まりました。毎月発行されている「町民だよりかみみね」をテープに録音し希望者に貸し出しています。

みなさん、「町民だよりかみみね」のひと月分を録音するとどのくらいの時間になると思いますか? ページ数にもよりますが、平均すると90分テープ2本分です。現在は5人で録音しています。テレビを見ながら、ラジオを聴きながら何かをされているように、ぜひ「町民だよりかみみね」を聴きながら趣味を楽しんだり、家事をしたり、いろいろと活用していただくと嬉しいです。

テープからパソコンを使っのCD録音への移行も考え中です。「町民だよりかみみね」が配布される曜日によって、毎月1回、同月の月末か翌月の月初めの土曜日の午前中におたっしや館の相談室で録音をしていますので、興味をお持ちの人はどなたでもどうぞおいでください。お待ちしております。 連絡先：古川るみ子 TEL：090-2505-1109



議会を傍聴してみませんか

毎回、町民の皆さまに議会を傍聴していただき、ありがとうございます。

次回の定例会の会期は、2月3日(水)から2月19日(金)までを予定しています。

一般質問は2月15日(月)及び16日(火)の予定です。

行事への参加 10月~12月

10月23日 市町行政講演会

12月2日 「上峰町みんなのバス」お披露目式

12月15日 同和問題市町講座

あとがき

新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と違った新年をお迎えになられたことと思います。現在も感染が再拡大する中、より一層の外出や移動の制限などへの適応が求められており、一人ひとりの意識が感染拡大抑制につながるものと思います。

今後も予断を許さない状況ですが、一日も早い収束を願うところであります。

新しい年が町民の皆様、そして町の飛躍の年となりますようお祈り申し上げます。(原)

議会だより 広報編集委員会

委員長 寺崎 太彦
副委員長 吉田 豊
委員 原 直弘
委員 大川 徹也
委員 鈴木 千春